

# 平成25年度 千早赤阪村保育所徴収金（保育料）基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金（保育料）基準額（月額）			
階 区 分	定 義	3歳未満 児の場合	3歳児の 場 合	4歳以上 児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0		
第2階層	第1階層及び第4～第9階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯・在宅障害者(児)世帯	0		
		その他の世帯	6,300 (3,150) 《 0 》	4,200 (2,100) 《 0 》	
第3階層	第1階層及び第4～第9階層を除き、前年度分の市町村民税課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯・在宅障害者(児)世帯	12,900 (6,450) 《 0 》	10,800 (5,400) 《 0 》	
		その他の世帯	13,600 (6,800) 《 0 》	11,500 (5,750) 《 0 》	
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,000円未満	21,000 (10,500) 《 0 》	18,900 (9,450) 《 0 》	
第5階層		19,000円以上 40,000円未満	27,000 (13,500) 《 0 》	24,300 (12,150) 《 0 》	
第6階層		40,000円以上 103,000円未満	40,000 (20,000) 《 0 》	32,000 (16,000) 《 0 》	29,000 (14,500) 《 0 》
第7階層		103,000円以上 413,000円未満	54,900 (27,450) 《 0 》	32,000 (16,000) 《 0 》	29,000 (14,500) 《 0 》
第8階層		413,000円以上 734,000円未満	64,000 (32,000) 《 0 》	32,000 (16,000) 《 0 》	29,000 (14,500) 《 0 》
第9階層		734,000円以上	73,000 (36,500) 《 0 》	32,000 (16,000) 《 0 》	29,000 (14,500) 《 0 》

※10円未満の端数は切り捨てます。

※所得税額は、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除を適用する前の税額です。特別減税がある場合は適用前の税額です。

また、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分は、廃止に関わらず控除します。

※当該年度の1月から3月までの間に徴収金（保育料）の額を決定する場合の所得税の課税状況の把握は、この表にかかわらず、前々年分の所得税の課税状況によるものとする。

※第2階層と第3階層の在宅障害者(児)とは次の定義となっております。①身体障害者手帳の交付を受けた者。②療育手帳の交付を受けた者。③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。④特別児童扶養手当の支給対象児。⑤障害年金の受給者。(⑤に該当すると思われる場合は、健康福祉課に問い合わせてください。)

※この表の年齢とは、当該年度の初日の年齢をいい、その年度中はこの年齢によるものとする。

## ※ 同一世帯から2人以上の就学前児童が入所等した場合の徴収金額

ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする）	徴収金（保育料）基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする）	徴収金（保育料）基準額表 × 0.5 ( ) 内の額
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している上記以外の就学前児童	0円 《            》内の額